浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可について (火災発生時における初期消火活動体制の整備に関する変更)

平成 20 年 8 月 22 日

原子炉等規制法(※1)に基づき、平成20年7月11日に行った保安規定(※2)の変更認可申請について、本日、国より認可書(8月22日付け認可)を受領しました。

今後も、これまでと同様に保安規定を厳正に遵守し、浜岡原子力発電所の安全・安定運転に努めて まいります。

【変更の概要】

火災発生時において、消防法に基づく規制に加え、実用炉規則(※3)で、初期消火活動のための体制の整備が規定されました。このため保安規定に以下の項目を追加しました。

- (1)初期消火活動を行うための15名の要員の常駐
- (2)初期消火活動を行うための化学消防自動車および泡消火薬剤(1500リットル以上)の配備
- (3)初期消火活動を行う要員に対する火災発生時の通報連絡体制の整備
- (4)地震(震度5弱以上)発生後の発電所内の火災発生の有無の確認
- (5)初期消火活動体制の総合的な訓練および初期消火活動結果の定期的な評価
- (6)1~5号機の中央制御室への、専用回線を使用した消防機関通報設備の設置

浜岡原子力発電所では、(1)~(5)の項目については既に実施していますが、今回、保安規定の項目として追加しました。

また、(6)については静岡県総合情報ネットワークを利用した設備を設置(<u>平成20年3月31日お知らせ済み</u>)しましたが、通報設備の多様化を図るため、NTT回線を利用した専用回線を追加設置し、保安規定の適用に合わせて運用を開始します。(詳細は、こちらを参照)

(平成20年7月11日の申請内容については、こちらを参照)

- ※1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律」 といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制を行う法律です。
- ※2 保安規定は、正式には「原子炉施設保安規定」といい、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、運転上の制限値等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。
- ※3 実用炉規則は、正式には「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」といい、原子炉等規制法のうち、実用発電用原子炉の設置、運転等に関して定められた規則です。

以上